

○木曾文化公園組織規程

〔平成18年3月31日〕
規定第5号

第1章 総則

(定義)

第1条 この規程は、木曾広域連合組織規則（平成11年木曾広域連合規則第3号）第13条の規程により、木曾文化公園の事務分掌、職制等について定めるものとする。

第2章 内部係

(係の設置及び事務分掌)

第2条 木曾文化公園に次の係を置き、事務分掌は次のとおりとする。

(1) 文化振興係

- ① 文化ホールの管理運営及び使用許可に関すること。
- ② 教育文化センター(宿泊施設を含む。)の管理運営及び使用許可に関すること。
- ③ 駒っこホールの管理運営及び使用許可に関すること。
- ④ 創造の原の管理運営及び使用許可に関すること。
- ⑤ 宿泊施設の管理運営及び使用許可に関すること。
- ⑥ 木曾文化公園運営委員会に関すること。
- ⑦ 木曾文化公園自主事業企画実行委員会に関すること。
- ⑧ 奨学資金に関すること。
- ⑨ 郡民の文化芸術及び文化創造に関すること。
- ⑩ 生涯学習及び文化交流に関すること。
- ⑪ 文書等の収受、発送、整理及び保存に関すること。
- ⑫ 公印の管守に関すること。
- ⑬ 車両の安全運転管理に関すること。
- ⑭ その他他課に属さない事務に関すること。

第3章 職制

(事務職員)

第3条 木曾文化公園には、館長のほか必要な職員を置く。

(臨時の職)

第4条 前条に定める職員のうち、運営上必要が生じた場合は、非常勤職員を雇入れることができる。

第4章 雑則

第5条 この規程の施行について必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。